

令和5年11月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（事前）

令和5年11月29日（水）

〔委員会の概要〕

福山委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料（その2））

【報告事項】

○「とくしま高齢者いきいきプラン（第9期徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画）」（素案）について（資料1-1、資料1-2）

○「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（素案）について（資料2-1、資料2-2）

福壽保健福祉部副部長

11月定例会に提出を予定いたしております、次世代育成・少子高齢化対策関係の案件につきまして、御説明いたします。

今回、御審議いただきます案件につきましては、令和5年度一般会計補正予算案でございます。

私からは一般会計の総括並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきますので、どうかよろしくお願ひします。

それでは、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料（その2）を御覧ください。

3ページをお願いします。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。関係する2部局で、予算の補正をお願いいたしております。

総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額は10億610万円となっております。補正後の予算総額は484億7,898万円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。また、括弧内の数字は、今回補正額の財源の再掲となっております。

4ページをお願いします。

保健福祉部関係の部別主要事項説明でございますが、予防費の摘要欄①のア、脊柱側^{わん}弯症機器検診導入体制整備事業費の610万円は、次代を担う子供たちの健やかな成長のため、脊柱側^{わん}弯症の早期発見、早期治療につながる検査機器を用いた検診モデルの構築に向けまして、検診を担う団体における機材等の整備費用を支援するものでございます。

補正予算は以上でございまして、予算額は、表の最下段に記載のとおり、補正前の額346億3,938万5,000円に対しまして、今回補正額610万円の増額をお願いし、補正後の予算額は、346億4,548万5,000円となっております。

11月定例会の提出予定案件の説明は以上でございまして。

続きまして、この際1点御報告をさせていただきます。

資料1-1をお願いいたします。とくしま高齢者いきいきプラン素案についてでございます。

本計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体のものとして策定しまして、市町村の計画との整合性を図りながら、介護サービス見込量や施設整備等の定員総数を定めるとともに、高齢者保健福祉に係る各種施策の推進方策を示すものでございます。

3の基本理念を人や地域がつながる、生涯輝く未来社会とくしまの実現としまして、基本理念の実現に向け、4に記載してありますとおり、Ⅰ、いつまでも自分らしく活躍できる健康長寿社会づくり、Ⅱ、個性を尊重しながら多様な主体が支え合う共生社会づくり、Ⅲ、地域に応じた持続可能な介護サービス体制づくりの三つの重点戦略を掲げますとともに、それぞれの重点戦略ごとにその推進方策を記載しております。

詳細につきましては、資料1-2を御参照くださいますようお願いいたします。

今後、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントも経て、本年度中の計画策定に向けまして、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく申し上げます。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

佐藤未来創生文化部長

それでは、11月定例会に提出を予定しております未来創生文化部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和5年度一般会計補正予算案及びその他の議案等といたしまして、条例案となっております。

説明資料により、各課別の主要事項につきまして、御説明いたします。

7ページを御覧ください。こどもまんなか政策課でございます。

目名、児童福祉総務費の摘要欄①、アのこども未来基金積立金では、本県の未来を担う子供が、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するための経費として、10億円を計上しております。

こどもまんなか政策課の補正後の予算総額は、94億9,483万5,000円となります。

8ページを御覧ください。その他の議案等につきまして、1点御説明いたします。

(1) 条例案についてでございます。アの徳島県こども未来基金条例についてでございますが、本県の未来を担う子供が、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するために、徳島県子どもはぐくみ条例、その他の法令等を踏まえて実施する、子供及び子育て当事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県こども未来基金を設置する必要があることから、条例の制定を行うものでございます。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

次に、資料2-1を御覧ください。困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）素案についてでございます。

1、計画策定の趣旨でございますが、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題や心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されます。

本計画はこの法律に基づき女性への支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するため策定する計画でございます。

3、計画の期間につきましては、令和6年度から10年度までの5年間としております。

次に、5、計画内容案でございます。

計画目標を、困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らせる社会の実現としております。

第1章、支援に関する基本的な方針では、基本的な考え方と女性支援に係る現状と課題、第2章、支援のための施策内容では、三つの基本目標を設定し、基本目標1、困難な問題を抱える女性への支援体制の充実、基本目標2、困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援、基本目標3、困難な問題を抱える女性に対する相談窓口の周知と教育・啓発の推進とし、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関や民間団体と協働しながら最適な支援を行ってまいります。

第3章、計画の推進は、計画の目標指標等を盛り込んでおります。

詳細につきましては、資料2-2を御参照くださいますようお願いいたします。

今後、パブリックコメントを実施し、徳島県男女共同参画会議での御審議を経まして、2月定例会において、計画最終案を御報告申し上げる予定としており、令和5年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福山委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力よろしく申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

竹内委員

とくしま高齢者いきいきプランの素案が示されましたので、地域包括ケアシステムのところを少しお伺いしたいのですが、資料1-2の中で、地域包括ケアシステムの基盤強化ということで、考え方が示されていますけれども、地域包括ケアシステムを地域で機能させていくために、何が重要だとお考えでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

地域包括ケアシステムの更なる深化というところで、徳島県下におきまして、地域包括ケアシステムが整備されたところでございます。

これからにつきましては、更にその部分を深化、推進させていくためには、関係機関との更なる連携強化を進めてまいりたいと考えております。

竹内委員

この制度の根本的なところですが、高齢者の方々の医療提供体制と言いますか、できるだけ早く退院をさせて、住み慣れた地域で訪問看護、訪問介護、そういうサービスの提供をしながら、地域で暮らしていけるような基盤づくりをということが基本だと思います。

私が住む三好市では、非常に山間地域を抱えています。市の全体の高齢化率は47%ぐらいだったと思いますが、東祖谷、西祖谷では既に60%を超えるか、超えないかぐらいです。

相当高齢化が進んでいる中で、例えば訪問看護や訪問介護、そういうサービスを地域で受けられる体制が、年々厳しくなっているというのが実情です。

そういう状況を、県として、把握をされているのかどうか。特定した地域でいうと、東祖谷で地域包括ケアシステムが機能すると捉えられているのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

現在、とくしま高齢者いきいきプランの次期改定に向けまして、各市町村から、それぞれヒアリングを行っている最中で、その中でも地域差がございまして、地域包括ケアシステムの整備の状況にばらつきがあるということは承知してございます。

竹内委員

地域差は相当大きいと思います。例えば、東祖谷で訪問看護・訪問介護をしようとするれば、事業所は訪問するだけで赤字になるのです。

そういう意味で言うと、看護・介護の受け手というのは、これから年を追うごとに減っていくだろうと思います。

地域包括ケアシステムの根本は、地域で地域の介護をしろというシステムだと受け止めていますので、非常に困難だろうなというのが基本的な思いです。老老介護という言葉が聞かれて久しいのですけれども、そういう地域になると、スタッフの事務的な下支えをする、いわゆる事業所の核となるべきところも老になっていますので、老老老介護というような状況も指摘をされる状況です。

NPO法人とか、例えばその地域の自治会の主だった人に、その地域の介護を任せるといったことが、もう無理だと思うのです。

そもそも論として、この地域包括ケアシステムが、ベッドは削減をしていく、地域で介護体制がないというような状況の中で、繰り返しになりますけれども、成立をするのかどうかというのが疑問点です。

これは国の制度だろうと思いますので、例えば財政的にとか、組織的にとか、国に対し

てそういう制度自体の見直しは求められているのかどうか。

国が進める地域包括ケアシステムを受け止めて、それを具現化しようとしているのか、そうでなくても、これはやっていけないというような状況が、一方であるのかどうか、どういうスタンスで県がこの地域包括ケアシステムに臨まれているのか、お伺いをしたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

竹内委員おっしゃるとおり、高齢化の進行とともに、人口が減少しているというような局面を迎えておりまして、高齢化に伴う課題というのは深刻化していると認識してございます。

ますます地域課題の解決力の強化とか、地域を基盤とする包括的な支援の強化が求められておりますため、高齢者のみならず、生活上の困難を抱えるような方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動して、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築する地域共生社会の実現に向けて、この地域包括ケアシステムを更に深化、推進して、取り組む必要があると考えております。

引き続き、中心となります各市町村が、地域の特性に応じて作り上げていく地域包括ケアシステムの深化、推進を支援させていただこうと考えております。

さらに、生産年齢人口減少と人材不足の部分につきましては、地域住民の支える力を育むとともに、人々の多様なニーズを把握し、地域生活で本人に寄り添って支援をするような形で、地域を支える人材の活用や、高齢者の方をはじめとした、地域にいらっしゃる方の多様な人材の活用促進、育成を進めるような、市町村の地域づくりを支援して、地域包括ケアシステムの目指す方向である地域共生社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

竹内委員

おっしゃることは理解ができますし、相当苦勞をされているのだろうなとは思いますが。

国のほうで来年度、介護保険の報酬の改定がある年ですので、それを踏まえて、岸田総理が介護スタッフの6,000円の賃上げというのを打ち出されていますけれども、現実的には、全産業平均と比べると相当低い値なので、6万円でも足りないというぐらいの状況です。

介護スタッフも地域に行けば行くほど、なかなかいないというのが実情で、それは御理解をされていると思いますけれども、そこら辺をきちんと確保ができないと、地域包括ケアシステムをきれいに動かしていくには、無理が生じると思っています。

低賃金で、言葉が適切ではないかも分かりませんが、劣悪な状況で介護スタッフが働くケースが多いので、そうした意味では、人材の確保も非常に困難になってきています。

このシステムを成立させていこうと思えば、国・県・自治体で、しっかりと財源的な保障の仕組みを作っていくということがなければ難しいと思っています。

その辺に関してお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

竹内委員おっしゃるとおり、システムをするための財源という形で、国・県・市町村が、タッグを組んでやっていく必要があると認識してございます。

主となります介護保険制度につきましては、国の制度によりますので、そういった地域での課題についての困難性という部分につきましては、県単独、全国知事会、四国知事会等、あらゆる機会を捉えて、そこの改善に向けて要望を行ってまいりたいと考えております。

竹内委員

制度自体は、国の制度で動いていますから、ナショナルシステムだと思いますので、そこを変えていくとなったら、非常に重いテーマなんだろうと思いますけれど、介護を地域で整備をしろということで、県もそれを踏まえた計画だろうと思いますけれど、現実的には地域で対応ができない。

地域で対応ができないから、一定程度の施設に入所せざるを得ない。山間地域では、その地域を離れて入所という選択をせざるを得ないので、山間地域がどんどん人口減少に拍車がかかる、疲弊をする、そういう仕組みを国が制度の上で作っていくということに、じくじたるものがあるというのが率直な思いです。

何度も言いますが、財源的な保障がないと、このシステムは成り立たないと思いますので、今、当初予算の編成も含めてどうこうという段階ですので、非常に難しいと思いますが、来年度、介護報酬の改定が行われて、確か3年で見直しをずっと繰り返していくということですから、その財源的な保障が、来年度の当初、若しくは早い段階で行われなければ、いわゆる地域包括ケアシステムが描いている山間地域の状況は、厳しいまま3年間で過ぎていくという状況だろうと思います。

それぞれの自治体で、いろんな対策をされています。三好市においては、介護報酬の特別加算手当もしていますけれども、一部の地域、一部の自治体だけに任せている状況ですので、基礎自治体ができることですから、県も対応ができると私は思っています。

そのことがないと、高齢者の方々が住み慣れた地域、生まれた地域、これまで暮らしてきた地域で、穏やかに暮らしていくという、この制度の目標が達成されません。

それは県下全域同じだろうと思いますので、県がある種、地域を特定して、移動に困難性がある、事業所に行くのは非効率性が高い、こういう所については今後財源的な支援、補助を検討していただきたい。一般質問でも取り上げようと思っておりますけれども、そういう考えるところに立てるのかどうか、まずは考え方を伺いたいと思います。

坂野長寿いきがい課長

財政的な支援についての御質問ですが、ひとまずは県が単独では難しい部分がございますので、国の補助メニューとか、基金とかが活用できないかを探しまして、困っている地域に対応できるような事業があるかどうか確認した上で、今後、検討してまいりたいと考えております。

竹内委員

是非、お願いをしたいと思います。

先日、教えていただきましたけれども、いわゆる事業所への移動の困難性とか、非効率性というところが、国としても議論の俎上^そに載せているという状況もお聞きをしました。

近い将来に、そうしたことが制度に反映されれば、本当に有り難いなと思います。現実的には来年度の報酬改定には正直、聞こえてこない状況です。恐らく、そのことがそんなに反映される改定にはならないのではないかという思いがありますので、これは調査研究がまず先だろうと思いますが、今後早い段階で、県が何らかの手当をできるような体制づくり、財源づくりをお願いして終わります。

扶川委員

今、おっしゃった地域包括ケアシステムも含めて、とくしま高齢者いきいきプランのことをお尋ねしたいと思うのですが、竹内委員さんが根本的な問題提起をされて、おや、と思いましたので、質問をさせていただきます。

そもそも、過疎地も含めて、地域包括ケアシステムというのは、成り立たせるのだという固い決意を持って進めるのか、それとも先ほどおっしゃったように、効率の悪い所では施設に移っていただくということを手段として考えるのか、その上で、今の徳島市内だったら順番待ちの状況ですけれど、周辺の施設は定員割れをしている所がたくさんあると思うのです。そういう地域格差をどう考えていくのか、そのあたり、トータルな考え方を教えてください。

坂野長寿いきがい課長

高齢者施設の偏在についての御質問を頂きました。

これにつきましては現在、各市町村から、その見込みを確認して、ヒアリングをしている最中でございます。

最終的には、その計画に沿った数字を積み上げた部分で、計画を策定するよう考えております。

それぞれの地域で、足りないところがある部分につきましては、広域的な対応で解消を図りたいと考えてございます。

扶川委員

要するに、地域、地域で一定の枠を決めて、その地域の中で、自宅で介護するのか、施設で介護するのか、どちらかを受け入れればよいという考え方なのですか。

坂野長寿いきがい課長

まずは、市町村におきまして、在宅か施設かということで、施設入所の数字を見込んでいただいて、その部分の積み上げでということでの計画の数値になるということでございます。

扶川委員

考え方をお尋ねしているのですよ。どちらでも、私は、その高齢者の方にとって、幸せ

なやり方がいいと思うのですよ。

最初、この地域での訪問介護中心の介護システムを作ろうとしたときに、実際本気でやろうと思ったら、施設よりも金が掛かるということを議論されました。それはそうですね。

ドローンでなければ届かないような所に住んでいただくためには、高い人件費と時間を掛けてヘルパーさんが行かなければいけないのですよ。

それも含めて、その地域に住むということを徹底して大事にするのか、そうではなくて、効率性というものを考えて平野部に下りてきていただいて、施設に入っていただくという形で、市町村単位でお世話をすればいいのか、その根本的な考え方を聞いているのです。

坂野長寿いきがい課長

先ほども申し上げましたが、地域で暮らすということにつきましては、一番近い自治体でございます市町村が積み上げた数字に基づいて、県の計画を策定する形で考えておりますので、扶川委員のおっしゃったように、在宅での生活を選ばれるか、また施設のほうで生活を選ばれるかというところも踏まえた、市町村の数字の部分を含めて、計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

本当に希望が尊重されるのですか。

そこにヘルパーさんが行けない、対応する業者がないというようなことで、物理的に行けないことがあるのではないですか。

それでも、本当に希望する、そこに住みたいという人があったら、補助金を打ってでも、国に金を出してもらってでも、ヘルパーさんに行ってもらわなければならないですね。

そういう考え方なのか、そうではない、もう物理的に無理だと判断すれば、その市町村の計画の中で、施設に移っていくということもありの包括ケアなのですかということなんです。もう一遍、明確にお答えください。

坂野長寿いきがい課長

ヘルパーさんが足りないという部分につきましては、この度6,000円という形での処遇改善を示されたところではございますが、まだそれでも全職業の平均には足りないというところがございますので、引き続き、介護職員の方の処遇が改善されるように、また人材確保につきましては、外国人とか、高齢者の方とか、労働力を総動員して、介護保険制度を維持、運営できるような形で努めてまいりたいと考えてございます。

扶川委員

私も板野町に住んでいますからね、今、竹内委員さんがおっしゃったような深刻な場所というのは余りないので、それは行けますよ、ヘルパーさん。

でも本当に山間部、山奥に行けるのだろうか。ドローンを飛ばせて災害時には物資を届けるような場所まで対象にするんですか、しないんですかという事なんです。

しないのであれば、施設に入っていただくしかない。先ほどおっしゃっていたように、それしか方法はないんですよ。

そこをはっきりした考え方を持っていないと、希望を叶えきれないでしょう。限界集落みたいな所に住んでいて、ここでどうしても終のすみかとして最後、生活したいんだという方の思いを叶えるのか、叶えないのかという事です。

何としても叶えるんですか。それとも、無理だと言って諦めていただくんですか、どちらなんですか。

坂野長寿いきがい課長

地域包括ケアシステムの推進につきましては、地域で、できる限りの生活をしていただくというところがございますので、その方向で、県といたしましても支援を努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

できる限りということですよ。そこが本音ですね。だから仕方がないと。思い切らなくてはいけないところもあるわけでしょう。それが現実でしょう。

はっきりそう言えばいいんです、無理なら無理と。きれいごとの計画では駄目なんですよ。どうしても最大限の努力をした上で、仕方なければ施設に移っていただくを書けばいいんですよ。できる限りなら。

そこら辺がはっきりしないから、何か絵に書いた餅みたいな計画みたいに理解されるわけですよ。私はもう少し、そこは率直にやってほしい。

別にお年寄りの希望を粗末にしようなんて言っていません。最大限やるべきだと思いますけれど、駄目な場合はこうするんだと。そちらに幸せな生活があるから、移ってくださいよと。

津波の被害だってそうですよ。緊急避難のときに、命を助けるために仕方がないから、行政がアパートを高台に建てて、そちらに移っていただくということを、国や県が進めるのは正しいと思います。

そこら辺の考え方を、こういう計画には分かるように盛り込んでいただきたいということで、お尋ねしました。

私がもう一つ関心を持っていますのは、とくしま高齢者いきいきプランの中の虐待の問題でございまして、前々からずっとお尋ねしております。

このとくしま高齢者いきいきプランの中には、虐待の問題も書かれておりまして、75ページ、虐待防止策の推進ということで、現状と推進策が書かれておりますが、その中に、新しい組織、体制を作っていくようなことが書かれております。その組織を作っていくということですよ。

虐待防止対策委員会の開催や虐待防止指針の整備、虐待防止に関する研修会の実施などの対策について、市町村とも連携を図りながら実施状況を把握するとか、その前には体制として、幅広く地域住民に、認知症や高齢者虐待防止等についての情報を発信するとともに、市町村や包括支援センター、職員を対象とした虐待防止についての研修会を実施すると書いてあります。

その前に、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、その他、関係機関、民間団体などの連携協力体制である高齢者虐待防止ネットワークの構築を推進すると書いてあります。

ほかにもあったと思うのですが、これから新しい対応を取っていくと書いてあるわけですが、そのあたり、この計画で核心になる部分というのは、どういう取組をしていくのか、簡単に説明してください。

坂野長寿いきがい課長

高齢者の権利擁護ということで、とくしま高齢者いきいきプランにおきましては、高齢者虐待の防止対策の推進ということで、平成17年の介護保険法において、法律の目的規定である第1条に、要介護状態になった高齢者等の尊厳の保持が明文化されるとともに、高齢者に対する虐待防止や早期発見のための事業、権利擁護に必要な援助事業が市町村の必須事業として規定されました。

また、平成18年4月に施行されました高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止法の第1条では、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であるとの認識が明確に示されております。この高齢者虐待防止法には、虐待を発見した者の通報義務をはじめ、市町村による救済措置等が具体的に規定されておきまして、高齢者施設等において、そういった施設の従事者による高齢者への虐待の疑義が生じた際には、一義的には通報窓口となる市町村が虐待等の事実確認を行い、その後、指導権限に応じて市町村や県におきまして、指導監査を実施することとなっております。

この高齢者虐待の防止の対策の推進につきましては、現計画から引き続き、この部分を推進するというところで、先ほど扶川委員がおっしゃいましたように、市町村による迅速な虐待の防止や、高齢者保護等が実施できるよう、先ほど言った地域包括支援センターや在宅介護支援センター、その他関係機関、民間団体の連携協力体制である高齢者の虐待防止ネットワークの構築の推進によりまして、高齢者の虐待防止法に基づく各種措置の適切かつ円滑な対応を図ってまいりたいと考えております。

扶川委員

その体制を進めるために、虐待防止対策委員会の開催や虐待防止指針の整備をすることになっていきますけれど、これは現状はないわけで、これから進めていくんでしょう。

タイムテーブルとか、それからどこが主体になって、この対策委員会を作るのか、指針は誰が作るのか、そういうのを説明してください。

坂野長寿いきがい課長

虐待防止対策につきましては、高齢者施設等におきまして、虐待防止を推進するための取組が求められておきまして、その中で虐待防止委員会の開催や虐待防止指針の整備、虐待防止に関する研修の実施といった対策を取るよう求められております。

県につきましては、市町村との連携を図りながら、その指導監査を通じて、これらの実施状況を把握するとともに、必要な指導、助言を行いたいと考えております。

扶川委員

では、この組織というのは、それぞれ施設の中の委員会であり、指針なんですね。そのモデルみたいなものは、もう既にあるのですか。

坂野長寿いきがい課長

個々の指針につきましては、各施設それぞれで作られておりますので、モデルというような形で、作成当時には、示されたことがあるかも知れませんが、手元に資料を持ち合わせておりませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

扶川委員

当時あったってことは、既にどこの施設でも形はできているわけですね。

では、お尋ねしますが、北島町で処分を受けたサービス付き高齢者向け住宅を運営しているような法人があります。そこの名前を出していいんだって言うんですけど、どんな処分を受けたのですか。

坂野長寿いきがい課長

この度、行政処分を行いました部分につきましては、指定の取消しと一部停止、二つの処分をさせていただいたところでございます。

扶川委員

あえて施設名は言いません。

なぜかという、私が伝聞で相談を受けて、この中で虐待に類するような事があったということを聞いておりますから、その事実確認ができていないのに施設名を先に出してはまずいかなと思ひまして言いませんけれど、私自身がその関係者を、そちらに相談にお連れしましたから、内容は把握されていると思います。

1回辞めた職員ではありましたが、言う事を聞かなかつたら、車椅子を倒して暴行的な事をやったり、それから、これは虐待と言えるかどうか分かりませんが、動き回ってどうにもならないようなお年寄りの場合は、5時に食事をさせたら、さっさと上に上げて、ベッドにベルトをかけておくとかね。

それから洗濯場で、入所されている方が洗濯をした時に、勝手に洗濯の洗剤が使われたと実名で書いて貼りだすとかね。こういう事をやったということを聞きました。

これは今、保育でも問題になってはいますが、虐待あるいは、こんな言葉があるのだったら不適切な介護ですよ。

今回、監査に入っていて、不正請求で処分がされたという報告は受けました。しかし、虐待については、認知できなかったわけでしょう。把握できなかったわけでしょう。しかも県が直接当事者から聞いていても、それについて証拠を押さえられなかったわけでしょう。

だから私は、前も申し上げましたが、虐待というのは、裏ではやられていても表に出ていないんだと思います。事件になったときだけ出てくる。これでは恐ろしくて介護施設に

は入れません。

このところを何とかするのも、とくしま高齢者いきいきプランの中の肝腎なポイントだと思います。この点については、どうして分からなかったのか教えてください。

坂野長寿いきがい課長

虐待の通報がありました場合は、一義的には、先ほども申し上げたとおりでありまして、通報窓口となりますのが市町村で、虐待の事実確認を行いまして、その後、指導権限に応じて市町村や県が監査を行うということでございますが、そういった虐待のお話もお伺いした部分はあるのですけれども、今回県として入ったのは、そういった不正請求があるというような情報の下に入ったものでございまして、調査に当たっては慎重に事実確認を行って、そこの部分を調べてという形で、今回の処分に至ったものでございます。

扶川委員

その時に、虐待の情報も入っていたのだから、入所者に聞き取りをされましたか。

坂野長寿いきがい課長

この度は、施設の指導監査の部分がありますので、そういった経理の部分というのもありますし、きちんとした運営がなされているかというところにつきましては、虐待とか、あと職員の体制とか、全般について調査をしたところでございます。

扶川委員

だから、調査というのは、職員から聞き取ったという話ではないんですか。入所者からの聞き取りはやりましたか。

坂野長寿いきがい課長

主には、この調査につきましては、書面での審査を重点的にさせていただいたところでございまして、その過程におきまして、不正請求とかの部分、職員の状況とか、サービスの提供体制というところで発見されたものでございます。

扶川委員

入所者の聞き取りをしてはいけないという監査のルールはありますか。

坂野長寿いきがい課長

監査におきまして、聞き取りはしてはいけないということはございませんので、調査目的の必要性に応じて、例えば虐待とかの部分での、更に調査が必要な場合におきましては、職員とか、更には入所者の方とか、御家族の方とか、その調査範囲を広げていくことはございますが、その都度どこまで聞き取りをするかは、個々で判断している状況でございます。

扶川委員

具体的な話を県に相談に来ているでしょう、何人もの方が。働いていた過去の職員であるとか、入所しておった方が来ているでしょう。

そこで目撃した事、自分が受けた事を報告しているでしょう。どうして聞き取りしないのか、私は理解に苦しみます。

お金だけではないですよ。その人の人権が守られることが、非常に大事な監査の目的ではないですか。足りないですね。この点についてはちゃんともう一回やってほしいです。検討してください、どうですか。

坂野長寿いきがい課長

通報があった場合につきましては、その通報した方から丁寧にそのお話をお聞きしまして、そういった不正の事実とか、虐待の事実があるかにつきましては、調査しております。

今回につきましては、そういった調査を十分になされたと考えておりますが、引き続き、虐待がないように、市町村や関係機関とも緊密な連携を図りまして、虐待の未然防止や、早期発見、虐待事案への迅速かつ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

だから、処分はされていないではないですか。書面審査で終わっているではないですか。それで、聞き取りがされていなくて、ほかの入所者からも聞き取りすべきですよ、当然。それをしていなくて、十分できているとは絶対言えませんよ。

きちんとするべきです。この件について、強く申し上げておきたいと思います。

それから一般的に、私は虐待、あるいは不適切な介護について通報があった場合は、入所者も含めた聞き取りを全員からやるべきだと思います。

佐那河内村の議論は今日はしませんけれど、佐那河内村の保育所の聞き取りは最終的に大きな話に発展して、町が外部の弁護士なんかを入れて検査をしていますよね、今。その中で虐待の事実が確認されて、処分がされようとしていますよね。一部異議もありますけれど。

そうなる前に、県自身が、行政自身がちゃんとやりなさいということなんですよ。佐那河内村もそうですよ。村や施設長が対応をきちんとやっていたら、こんな事になってないんです。とんでもない不祥事です。

問題があったけれど、抑え込んでしまうような対応、もし万一でも、そういう気持ちがあったら大変な問題ですよ。絶対やっては駄目ですよ、こんな事は。徹底して調べてください。それは可能だとおっしゃっているんだからやるべきです。

そもそも、ここでお尋ねしますけれど、介護において保育現場での虐待のように、虐待や不適切な行為というのは、きちんと定義されていますか。

坂野長寿いきがい課長

高齢者虐待についての定義につきましては、先ほど申し上げました高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律におきまして、定義がなされております。

今回は、施設での従事者による高齢者虐待ということでございましたら、例えば身体的

な虐待ということで、高齢者の身体に外傷が生じて、又は生じるおそれのある暴行を加えることとか、介護、世話の放棄・放任、いわゆるネグレクトにつきましては、高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待につきましては、高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、性的虐待につきましては、高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者をして、わいせつな行為をさせること。

経済的な虐待につきましては、高齢者の財産を不当に処分すること。その他、当該高齢者から、不当に財産上の利益を得ること、というような定義がなされております。

扶川委員

私が先ほど挙げた、車椅子を倒すみたいなのは、外傷を生じさせるおそれがあることでしょう。

御飯を食べさせたら、上にあげて、部屋に入れて、バンドで固定するなんていうのは、ネグレクトの一種ではないのですか。

本人は動きたくて仕方がないのに、良心的な介護士は8時半ぐらいまでは、言われなくても、ちゃんと付き添って、一緒にテレビを見て話をしたりしてあげていたということも聞きました。

そういう実際の通報があるのに、これは虐待じゃないですか。定義に当てはまるじゃないですか。それで、聞き取りを十分していないなんて、不備です。もう一遍やり直してください。

それから、今おっしゃったようなことというのは、記録があれば分かります。虐待が疑われた施設、通報があった施設には、カメラを設置するような強い指導をすべきです。

もう1個の現場のほうでもそうになっていますよね。現実の問題として、カメラを設置するという動きがあります。

介護施設におけるカメラの設置については、どのようなルールがあるのか教えてください。

坂野長寿いきがい課長

高齢者施設におきます防犯監視カメラの設置につきましては、以前の委員会でも申し上げたとおりでございます。防犯監視カメラと言いますのは、人の風貌や行動、音声などを録画する機能を有して、写真や録音だけの手段よりも情報量が多く、防犯監視カメラの設置方法や、録画されたデータの取扱い方法によっては、肖像権やプライバシーへの影響が大きい記録媒体でございます。生活者の個人的な受け止め方の相違とか、社会的にどこまで許容されるかとか、時間の経過、世代間の認識の違いなどがございますので、慎重な配慮が求められるものと考えております。

施設によっても、これは利用者の状態によっても異なってございまして、導入に当たりますと、そのカメラの画像を利用する目的が正当であり、撮影の必要があるか、また撮影方法、手段や利用の方法が相当であるか等について検討の上、利用者や御家族、職員へ

の適切な説明と同意を行うなど、事前にプロセスを踏まえた対応が重要となっておりますので、この監視カメラの設置につきましては、各施設の自主的な判断によるものと考えております。

扶川委員

いずれにしても、生活者のプライバシーとか肖像権でしょう。虐待から守ることは、その生活者の人権でしょう。バランスなんですよ。

どちらにしたって、目的が施設を守ることでもないし、介護人を守ることでもないのですよ、直接は。虐待を予防をしたり、不適切な行為を防ぐことです。

そのために、万やむを得ないときには、プライバシーに関しても、本人が同意すれば、あるいは家族が同意すれば、犠牲にせざるを得ない場合があると思います。

だから、先ほど申し上げたように、虐待の通報があった施設については一定の強い指導をして、プライバシーの配慮をしつつ、トイレまで付けろと言っていないのですから、虐待がしにくくなるような環境を作るためにカメラの設置を強く指導すべきです。

行政指導はできるでしょう。強制できなくても、そういう姿勢に立つべきです。どうでしょう。

坂野長寿いきがい課長

先ほども申し上げましたとおり、防犯カメラの設置につきましては、それぞれの立場がございます。

こちらといたしましても、基本的には施設の入所と言いますのは、施設と利用者の方の自由な契約に基づくところが大前提ではございます。

しかしながら、扶川委員がおっしゃるとおり、虐待しにくい環境というところはございますので、職員とかその現場の管理者に対して、高齢者の虐待防止に向けた研修、指導を通じて、虐待の防止対策が取られているとか、市町村とかとも連携を取りまして、早期に解決できるような体制の整備を確実にやっていくことで、遂げていきたいという考えでございます。

扶川委員

この問題は引き続き付託委員会のほうでも議論したいと思いますので、今日以降、どのような対処をしたか、また御報告いただくようになると思います。よろしく願いいたします。

ほかにもたくさんテーマがあったんですけども、ほとんどできなくなりまして、あと1分弱になったので、子育てのことでお聞きをしておきたいと思います。

今度の10億円のこども未来基金ですが、使い方はまだこれから決まっていくのだろうと思うのですが、先日も医療・福祉関係議員連盟の交流会であるとか、それから政策条例検討会議であるとかで勉強会が開かれまして、現場の方からいろんな面白いアイデアが出されました。

今日は時間がないので、いちいち言いませんけれど、そういう現場で実際に取組をされているNPO法人であったり、市町村の方であったり、それからNPO法人でも何でもな

いけれども、実際に子育てで御苦勞をされている、御家庭で頑張っているような人も含めて、丹念な聞き取りをして、この10億円というのを最大限効果的に使うべきだと思います。

そのあたりは、何をやろうとしているか、使おうとしているのか、そのあたりの要求の聞き取りをどのようにされるのか教えてください。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、扶川委員より、今回、議案に提出させていただいております、10億円のこども未来基金の使い方についての御質問を頂いたところでございます。

こども未来基金につきましては、こどもまんなか社会の実現に向けまして、子供関連施策を推進していくための安定的な財源確保のため今回創設をさせていただくもので、最終的には100億円規模の財源確保を目指すこととしております。

この積み立てた基金につきましては、例えば、先ほど扶川委員からもお話がございましたが、子育てに直接携わっていらっしゃる方はもちろんですけれども、実際の子供たちからの声も聞きながら、ライフステージに応じた子供・子育て当事者への切れ目のない支援、それから少子化対策であったり、虐待やヤングケアラーなどといった困難な状況に置かれた子供たちへの支援、そういうものに活用していくことを考えておりました、本年9月に策定をいたしました徳島新未来創生政策集をはじめ、今後、策定をいたします次期総合計画などに基づき、事業にしっかり充当していきたいと考えております。

扶川委員

子育ての支援施策というのは、市町村でいろんな工夫をしていますので、県下で行われている支援策というのをダウンロードしますと、大変な数が出てきます。ここで一つ考えておかなければいけないと思うのは、格差です。

ナショナルミニマムという考え方があって、生活保護で、健康で文化的で最低限度の生活を守らなければならないという考え方はありますが、今、教育の分野でも、例えば学校給食の無料化を国全体でやっていこうとか、ナショナルミニマムを広げていって、日本人がどこに住んでも、ここまでは同じサービスが受けられるような、公平性を担保しようとする動きがあります。

私、率直に言って、一言の感想で、子育て分野では、まだ弱いと思います。余りにもバラバラ。このあたりを、このベースは県が責任を持とう、ここは国が責任を持とうという仕組みを導入するのであれば、この10億円を使う値打ちがあると思います。

特定の自治体、特定の手を挙げたところだけ応援するようなやり方は、私は余りこの基金にはふさわしくないという意見を持っておりまして、これは引き続き議論をしなければいけないなと思います。

1点だけ、もう時間が少ししかないのでお尋ねしますが、そういう勉強をさせていただく中で、クーポンの制度が今年度で終わりだというようなことを耳にしましたが、本当ですか。

大井こどもまんなか政策課長

扶川委員から御質問がございましたクーポン制度につきましては、在宅で過ごされております0歳から2歳の方のクーポン制度のことかと思われまます。

これにつきましては、県の独自の施策といたしまして、保育所に通っていない、在宅で過ごされている0歳から2歳の子供さんに対してのクーポンということで、今まで事業を実施してきていたのですが、それにつきましては、在宅に限らず多くの方に支援が必要だろうということで、小さなお子様に対する支援を国にも提言をしてきております。それが実現をした形で、今回、国で制度化されました出産・子育て応援交付金ということで、金額も、県がそれまで実施をしていたものよりも大きな額で、全国的に統一的に実施をしていただけるようになりました。

こうしたことを踏まえまして、そちらに移行しているというような状況でございます。

扶川委員

なるほど、正に今、私も申し上げたことに沿った動きですよね。国全体として制度を整備して、これは必要だから、異次元の子育て支援みたいなことをやる中で前進したわけですね。

それに、それぞれの自治体がやることをやって、場合によっては県が補助するという、そういうナショナルミニマムの部分を広げていって、それで不公平感をなくしていくということが大事だと思います。

県内の自治体でも、あっちに行こうか、こっちに行こうかって、若いお母さんの取り合いをしたりね、意味ないですよ。できるだけ地元に住みたいのです。

故郷に近い所、先ほどの介護の話ではないけれど、どこに行っても最低限、安心して子育てできる環境は、日本全国に作るべきだと私は思うのです。

そのベースを作るのに、何が足りていないかという観点で子育て施策を整理し、洗い直して、ここに力を入れて10億円を使って、最終100億円を使っていこうという考え方が必要ではないでしょうか、どうでしょうか。

大井こどもまんなか政策課長

こども未来基金の使い方についての御質問でございます。

ナショナルミニマムの話につきましては、県の施策といたしましても、子供さんの医療費の部分については、市町村でばらつきがあったところなんですけれども、ここを県下統一するような形で、18歳まで引上げ、来年度からスタートできるよう、方針をお示しさせていただいたところでございます。

市町村でも、それぞれの特色を生かした施策を実施されておりました、その中で、特に子育て世帯に対してということで工夫をされている市町村さん、それはそれで尊重すべきことと考えております。

ただ、扶川委員お話のように、ナショナルミニマム、国全体で子育て世帯に対して、必要な部分につきましては、県といたしましても、国に対しまして、政策提言等をしっかり行っているところでございます。

これらにつきましては、引き続き、あらゆる機会を捉えまして、国にも伝えてまいりたいと考えております。

扶川委員

分かりました。そういう流れでいいのですけれど、市町村が先行してやっている、例えば出産祝い金なんかでも、ものすごい差がありますよね。

それはそれで特徴があつていいのですけれど、元々はベースの出産にかかる費用を、国のほうで保証していこうという流れになっていかなければいけないわけです。

国がやる前に、県が先行してやるということも大事なんですよ。それぞれの県内で、市町村が先行してやる中で、全体の取組が進んでいくのと同じように、全国の中で、どこかの県が先行して先進的な取組をする中で、国の制度も充実してくることになるわけでしょう。

県も国に負けない、国より先行するような取組を、後藤田知事の下で積極的にやっていたきたいということを要望して終わります。

古川委員

私からも、今回、とくしま高齢者いきいきプランの素案が示されましたので、少しだけ聞きたいと思っておりますけれども、このプランを作るに当たって、直接意見を聞いているかどうか分かりませんが、審議会とかいろんなところで意見を聞いていると思っておりますけれども、今一番課題になっていること、このあたりが問題だという、どのような意見が出ているかというのを教えてもらえますか。

坂野長寿いきがい課長

これまでに、10月と11月に策定評価委員会を開催いたしております。

その中で出てきた意見の中には、例えば施設の関係で、今後、高齢者の人口が減少域に入ってくるのが、地域でばらつきが出てくるところもございます。そういった部分も踏まえて、どういった形で考えていくかというような意見とか、先ほどお話にも出た、地域包括ケアシステムの更なる深化、推進というところでの御意見、フレイル対策とか認知症の法律ができたりしたので、例えば今回ですと、とくしま希望大使ということで、認知症の御本人さんに、そういった情報発信をしていただくというように任命させていただいたので、そういった方の更なる活用、そういった御要望、御意見を頂戴しているところでございます。

古川委員

分かりました。

私が今、気になっていることを、何点か言いますので、今後、素案から成案に持って行く間に、いろいろ議論をしてほしいなと思うのですけれども、まず1点は、人材不足ということ为先ほど言われていましたけれども、特に気になっているのが最近ケアマネージャーさんの数が、かなり減ってきているというのを聞いています。

徳島で、どんな状況なのかというのを教えてほしいなと思います。ケアマネさんも、ケアプランを作るだけなら、それなりの件数はこなせるかなと思うのですけれども、今の高齢者は、一人暮らしの方も多し、複合的な課題を抱えている人が結構多くて、まず介護

サービスにつなげる前に、どこにつなげたらいいかということまで、ケアマネさんはやってくれていると思うのですよ。

そうなってくると、なかなかケアプランもパツパツと、AIを使って作っただけでは終わらないので、一人当たりが持っているプランの数は、限られてくると思うのです。

ですからそのあたりを補佐できるような体制を、早めに作っていかねばいけないのかなというのが、一つ問題点として持っています。

このあたりをケアしていかないと、ケアマネージャーさんが足りないとなると、サービスにつながっていきませんので、サービス見込量を出すといっても、結局今の見込量の出し方だったら、サービスにつながってない部分は反映されないでしょう。

となると結局、潜在的な見込量が出てこないわけです。そのあたりも、把握方法も国に考えてもらわなければいけないと思うのです。そのあたりも問題提起して行ってほしいなと思います。それが1点です。

もう1点は、いろいろ議論が進んで、今は第2ステージに入って、かなり具体的なところに詰めにいっていますけれども、そのあたりもしっかりとウォッチしていただいて、今までは結構、前回、前々回、割とサービスの向上というところに主眼を置いて改定してきたと僕は思っています。

今回、一歩下がって、サービスの向上よりも、どちらかというところと人材確保とか、サービスの維持みたいなところに、最初の第1ステージのところは、割と質の向上みたいな議論もあったんですけど、いざ実質的な議論になってくると、そういうところの議論が、とにかく前に出てきてしまっているというような感じかなと僕は思っています。

それもやむを得ないかなと思う部分もありますけれども、質の向上というところも、手放したらいけないかなと思うので、そのあたりも地方から声を上げて行ってほしいなというのが、2点目です。

あと、先ほども議論があった、治療も含めて、在宅でどこまでできるのかというところも、今の状況、人口動態とか、人手不足、そのあたりを考えると、住まいの形態はいろいろあると思うのですけれど、集まってもらわなかったら、今後、何年か、何十年か、なってくると、なかなか手が回っていかないような状況になるのだろうかという気がします。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムとか、グループホームとか、いろいろある。施設には限りませんが、どういうふうにサービスを提供できていくのか。散らばっていたのでは多分無理だと思います。そのあたりの議論も深めてほしいなというのが3点目。

4点目は大きい話なので、先ほど竹内委員も言いましたけれども、この医療介護の財源のところですよ。

今回、医療のほうでやっと2割負担ということになりましたけれども、これから人口構成を見ていくと、とてもではないけれど今の状態ではやっていけませんよね。

ではどこから、国は金融資産とか金融所得なんかもというところを検討しているみたいですが、金融資産となると、全てマイナンバー等にひも付けしてもらおう。これは義務付けしなかったらやっていけないと思うので、これはなかなか県のレベルでは難しいと思うのですけれども、今、高齢者の方で、それなりに金融所得がある方もいるので、これは、確定申告している人は市町村で把握できていると思うのですよね。

源泉徴収の人はできていないと思うので、そのあたりはどこかにデータはあるので、行政間でやり取りをしてなんとかしたいみたいなことを厚生労働省は言っていますけれども、そのあたりの高齢者の負担の問題ですよね、このあたりも避けずに、負担増の方向はやむを得ないと思うので、地方からも、国にもいろいろと意見を上げていってほしいなと思っています。

少なくとも、先ほど竹内委員が言ったように、まだまだ時間があるように思っていないですから、大きな改革をしようと思ったら20年ぐらい掛かる、なかなかできないので、早めに地方の意見をしっかりと上げていってほしいなと思っていますので、このあたりを議論の中で深めていって、地方から上げられるものは上げていってほしいなと思っています。

今、長いこと言ったあたりで、何かあればお願いします。

坂野長寿いきがい課長

古川委員がおっしゃいましたように、介護人材の不足は、かなり切迫した問題となっております。

なかなか介護の方面に就く現役の方も少ないというようなところで、先ほども申し上げましたように、高齢者や、外国人人材も活用して、サービスの提供維持を進められるよう、計画を進めていきたいと考えてございます。

古川委員

分かりました。現場で仕事をしている人、いろいろ関係者の意見をしっかりと聞いて、また国に地方の意見を上げていってほしいなと思います。

あともう1点、ついでにお聞きしたいのですが、9月定例会で、晩婚化が進んでいるので不妊治療等の高度化をという話をしました。今、東京都で、社会的に卵子の凍結保存について助成をしようということで、結構報道されています。

東京都は一步踏み込んで、お金がありますからね、やっているというところかと思いません。徳島県も医療的な凍結については助成金を出していますけれども、お金がない徳島県でも絞り込めばできないこともないと思うので、こういうのも全国でやっていくと国が動くという流れになっていくので、徳島県も検討はしてほしいなと思います。

今、東京都のスキームがだいたい分かっているのですが、このあたり、県のほうでここが問題だなとか、ここが難しいなとか、そういうのがあれば、聞かせていただけたらと思います。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、古川委員より、東京都で実施をされています卵子凍結の助成の関係のお話かと存じます。

こちらにつきましては、古川委員からお話があったように、東京都という大きな財政力を持つ自治体において、全国で今、東京都だけなんですけれども、健康な女性からあらかじめ卵子を採取して、それを凍結をしておいて、タイミングを見て、そこで妊娠につなげていくというような事業でございます。

こちらにつきましては、健康な方から卵子をあらかじめ採取するというようなことで、肉体的な負担が伴うということもあったり、あと妊娠、出産を、必ずしもこれによって保証されるものではないというものであったり、凍結して保存していることによって、更なる高齢出産につながっていくというようなりスクも考えられるところがございます。

こういうところにつきましては、いろいろと有識者の方の御意見等もあろうかと思えますので、そういうところも踏まえながら、また県内の声はもちろんなんですけれども、全国の状況等も見ながら研究していきたいなと考えております。

古川委員

先にも言いましたけれども、全国的な流れになっていくと国が動きますので、しっかり見ながら。何人限定としているのか知りませんが、東京都は10年間で初期費用と保存料で100万円ぐらい掛かるところを30万円ぐらい出そうということで、これも出す額とか、人数とか、絞れば自分らの財政状況の範囲の中でできないことはないのです。

そのあたり、今言った課題とかも、医療的な助成はしている、医療的な部分とどう違うのかとか、受精卵は結構そのまま、子供につながりやすいけれど、未授精の卵の場合はなかなか難しいというような話も聞いています。

でもそれは医療的な卵子の凍結でも一緒の話なので、そのあたりと兼ね合いも考えながら、できたら前向きに進めていって、晩婚化という部分を克服していかなければ、少子化というのはなかなか克服できないと思いますので、それも一つの大きな手段かなと僕は思っています。そのあたり、また積極的に議論してもらって検討してもらえたらと思いますので、よろしくお願ひします。

長池委員

実はNPO法人のこども食堂ネットワークの総会というのが昨日の夜あったので、末席に座っていたのですが、総会中、若しくは総会の後、その場での座談会の中で、会員さんからいろいろ話があるのを聞いておりました。その中で行政がもっとこうしてくれたらいいのにとかいう言葉がいっぱい出たので、私も言わなくてもいいのに格好をつけて、いや今度、県はこども未来部でしたか、作るんですとかね、また基金も10億円積み立てて100億円を目標にするんですと言って、いらぬことを言ってしまった。

そうしたら矢継ぎ早に、それ何をするところですかとか、何に使うのですかというのがありました。

何となく先ほどの答弁の中で、基金のことは、具体的な個別の案件ではないのでしょうかけれども分かりましたし、こども未来部も今そういうのを作るということで、中身はこれからだということなのかなと思っておりますので、ここではあえてその中身、詳細については、これ以上は聞いても同じかなと思っております。ただ、その中でどうしても、今日、委員会があるということも言ってしまったので、それならこれを聞いてくださいというのが三つ挙がったのです。

挙がった三つを具体的に聞きますので、答えられなかったら答えられないでいいです。

一つ目、結局基金を積むのはいいのだけれども、貧困対策であれば、対象となる貧困状態にある子供がどのぐらいいるのですか、どういう状況なのかというような、実態調査を

県のほうでできていないのではないかと言われました。

何年か前に、国のお金で実態調査ができるときに、私も実態調査をしたらどうですかということと言ったのですが、余りピンときていなかったみたいで、そういった実態調査を徳島県の中では鳴門市さんが一番先にしました。それ以降は、余り私の記憶ではないのですが、大体予算というのは、実態を把握して、それに対して、それを改善するために使うお金なんだと思うのです。

だからそういった、実態調査以外で数字をつかんでいるとか、実態が分かっているのであれば、それをお答えいただきたいし、そういう数字がないのであれば是非、実態調査に取り組んでいただきたいということ、1点。

二つ目が、支援物資の話がいっぱい出ました。今、こども食堂に支援、物が頂けるということで、全ての会員さんというか、こども食堂をやられている方は感謝しておりました。

非常に有り難いという中で、一方では、でもこれって予算がなくなったら、もうなくなるのでしょうかという話が出ました。

つまり支援物資ありきで今、こども食堂は、徳島県下で百十幾らかな、たくさんできていますけれども、それがなくなったらまずいので、支援物資ありきのこども食堂の運営はまずいよねという話まで行きました。

今後の支援をどうするのか、取りあえずはあと何回ですとかいうのが決まっていて、まだ予算が付いていませんとか、現状を教えていただけたらなと思います。

三つ目は、こども食堂をやるに当たっての場所がうまく設営できないという中で、利用していただく御家族、子供、高齢者も含めてですが、公営住宅とかの集会所とかを使えたら有り難いなという話が出ておりました。

ある方が、県の担当部局、住宅課になるのかな、公営住宅の窓口に行ったら、はい、はいと言って、聞いてくれるのだけれど、最後に条例の関係で使えませんという返事があったと。

ただ、他県とか、いろいろな先進事例を見ますと、そういうのをきちんとクリアしながら、解釈の拡大かも知れませんが、こども食堂なり、フードバンク、パントリーとか、そういう物資を配れるような、拠点となるような使い方をできている所もあるということで、まずはそういうところをしっかりと研究していただいて、県で言ったら県営住宅になるのかな、そういった所の集会所というのがあるみたいなのですが、そういうのを使えるような方向に是非、検討していただきたいという声がありました。以上三つ挙げておまして、昨日、聞いておきますと言ってしまったので申し訳ないのですが、お答えできることからお願いしたいと思います。

原田こども家庭支援課長

長池委員から、こども食堂の今の支援状況のお問合せを頂いております。

こども食堂への支援につきましては、当初予算のほうで、開設をしていきたいという団体に対して、NPO法人を通じた開設支援をしております。

さらに、6月補正予算におきましては、食材の支援ということで、先ほど長池委員からも御案内がありましたとおり、1か月当たりの参加人数が30名、60名、90名という形で、

支援する物資の量を分けまして、県産米でありますとか、調味料でありますとか、ルー等の、食品のセットを支援させていただいております。

現在、こども食堂の開設を頂いているのは、11月9日現在で、21市町118か所となっております。それぞれのこども食堂様に食材支援を行っているところでございます。

引き続き、この支援におきましては、まだまだ在庫もございまして、1月開催分の申込みの期限が12月15日でございますので、まずはそちらを御活用いただきながら、年明けに向けて配送をしていきたいと考えております。

さらに、こども食堂の運営者の方が、場所について御苦勞をされているというお問合せをいただきました。

現在、県におきましては、各市町村にも、夏に回らせていただいた時に、市町村で管理をしております施設でありましたり、県の所もできる限り、運営者の方が使い勝手がよいような形で、使用料を例えば減免いただくとか、そういった形での支援をお願いをしております。

具体的には、例えば防災施設で、こども食堂をしている所につきましては、町の方から理解が得られて無料でやっておりますとか、あとコミュニティセンターみたいな所でも、調理をする際には無償で貸していただいているというお声を頂く市町村もある一方で、コミュニティセンターの使用料も必要になっているというようなお声も聞いているところでございます。

県としましても、そういった運営者の方が、子供たちの支援というところにおいて活動に注力できますように、活動のしやすい環境づくりというものにつきましても、しっかりと御支援ができるような形で、関係者への働きかけ等々、理解いただくような形で、引き続き活動もしていきたいと考えてございます。

もう一つ、調査の関係でございました。貧困等々も含めて今後、子供政策の検討に当たり、実態調査が必要とのお話でございました。

こちらにつきましても随時、国の調査を参考にしながら、県のほうでも調査をしていきたいと考えております。

また、そういった部分で、足らない部分の調査につきましては、またお声も聞きながらしっかりと対応していきたいと思っております。

高島住宅課長

3番目にありました、県営住宅の集会所という場所の話でございますけれども、県営住宅につきましては、公営住宅法に基づきまして、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的に建設した住宅でございまして、例えば県営住宅の空き室とか集会所を利用したこども食堂の実施につきましては、公営住宅の目的外での利用となることから、事前に国の目的外使用の許可が必要となっております。

ただ、先ほど長池委員もおっしゃられておりましたけれども、他府県においても地域コミュニティの活性化とか有効利用ということで、団地の集会所とか空き室を利用したこども食堂の事例もございまして、内容に問題がなければ許可がもらえるものと考えております。その他、集会所とか空き室で実施する場合には、衛生面の確保ということで給湯設備の改修とか、そういうところも必要になると考えております。

また、団地外の方からも県営住宅を訪れることになるので、団地自治会の承諾や行政財産として貸付けることとなりますので、使用料というところも出てくるかと思われます。

そのため、事業者から相談があった場合には、団地の入居の状況とか、自治会の理解を前提に、対応を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

長池委員

もう答弁は求めませんが、調査に関しては、いろんな調査方法はあると思うのです。こども食堂さんは100以上あるので、直接一人一人に聞き取りをしてもらうとかね、いろんなやり方があると思うので研究をしていただきたいのと、支援がいつまでというのは難しいと思うので、できるだけ長くしたいですし、したいと思うのですが、支援がいつなくなってもいいように、我々も準備しないとイケないよねというのでまとまりました、昨日は。すごいなと思ってね。

支援をくださいというのではなくて、支援は有り難いのだけれど、それがパツンと、予算が切れたらなくなるぞという、そういう共通認識で昨日、会が終わったのでね。だからといって、いつ切ってもいいというわけではないのですよ。

できるだけ、ニーズもフィードバックをできるだけ受けてあげてください。何かカップみそ汁が欲しいという人がおりました。カップ麺もいいのだけれど、カップみそ汁が欲しいと言っていました。

あと、住宅のほうなんですけど、答弁を頂いてありがとうございます。

昨日、あるこども食堂さんが物資をコロナの間、配るほうに専念したと、調理ができないのでね。

そこには、こども食堂としてではなく、貧困に対する支援というののもあって物資を配ると、いっぱい来るから困ったそうです。

困って、できるだけ窓口とか、行政とのつながりがある人に絞って配布したり、それもお宅まで行っているらしいです。それは子供だけではなくて、高齢者の家にも行っています。

孤独死の現場を見たのが2件あったそうです。大体それが公営住宅。

だからそういう経験がある方が、できたらそういった公営住宅の集会所でやることで、子供対象とはいえ高齢者の方も、そういったそのコミュニティを通して、見守りであったり、団地の再生とまでは言わなかったのですが、そういった核になるようなのを、こども食堂と言わなくてもいいと思うのですけれども、そういう集会所を使って、いろんな方が出入りして、子供も年寄りも笑顔になれるような、そんな核を作りたいという意味合いでしたので、是非研究していただけたらと思います。

孤独死を2件、経験されたということで、非常にその瞬間は、総会内の場が引き締まる思いでした。

是非それを今日中に伝えないとイケないと思ひまして、発言させてもらいました。

福山委員長

午食のため委員会を休憩いたします。（12時08分）

福山委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時12分）

それでは質疑をどうぞ。

この際、委員各位にお諮りいたします。ただいま、岡田議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

それでは、岡田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田議員

未来創生文化部こども未来局こどもまんなか政策課にお聞きします。

本委員会の付議事件であります、次世代人材育成や人口減少、少子化対策に関する事項に対して新規で事業を創設される、こども未来基金についてであります。

今議会の議案の中には、本県の未来を担う子供たちが等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するため、こども未来基金を創設し、安定的な財源を確保するとあります。

本委員会の説明資料7ページにあります今回の補正額10億円です。基金創設の目的は理解できますが、同時に廃止される条例2件、徳島県安心こども基金条例、徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例について、基金の目的と基金残高、そして今回創設される、こども基金条例に受け継がれる内容の重要な点についてお聞きしたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、岡田委員外議員より、新たな基金の創設に伴いまして、廃止する二つの基金についての御質問でございます。

まず、安心こども基金につきましては、こちらの対象事業といたしましては、保育所や認定こども園などの整備事業、それから特定不妊治療の支援や児童虐待等の未然防止、これらに対して基金を充当していたもので、令和5年度末の基金の残高といたしましては、約5億円を見込んでおります。

もう一つの次世代はぐくみ未来創造基金につきましては、こちらの対象事業といたしましては結婚支援、それから保育人員の確保や子育て支援など、現在のはぐくみプランの事業を進めるために充当しており、また地方創生に資する事業、こういうものに充当しているような状況でございます。

こちらの基金につきましては、今年度末の残高といたしましては、約2億円を見込んでおります。

新たな基金への引継ぎにつきましては、これら全てを引き継ぐ予定といたしております。

岡田議員

安心しました。本当に全体を受け継いでいただけるということで、本当に大事な事業であります。よろしくお願いします。

そして、基金事業を新たに考える中において、広く個人からのアイデアを募集する必要があるかと思っておりますので、県がホームページで募集しているSNSを活用して、若い子育て世代からのアイデアもお聞きして制度設計をお願いします。

今後の運用に当たっては、こども未来基金に一本化したので、今までの固定概念では考えないと思いますが、大事な子供のための基金を、啓発と称したイベントなどの打ち上げ花火的な事業には絶対使わないように、また実質的な子供のための事業や制度の創設など、今までにない支援、例えば共働きの方々で子育ての支援のために、放課後児童クラブへの新たな支援制度を創ることなどを要望して、私の質疑は終わります。

福山委員長

以上で質疑は終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（13時17分）